

# 保育園利用料規則

## ( 目的 )

第一条 この規則は、社会福祉法人大谷会（以下「本会」という）が設置するおひさま保育園（以下「施設」という）において実施する特別保育事業及び施設運営に関わる費用の一部を利用料又は、雑収入として負担を求めることについて定める。

## ( 利用契約 )

第二条 特別保育事業のうち、一時保育については施設の長と保護者との間で別紙様式による「特別保育に関する利用契約書」を締結するものとする。

## ( 利用料 )

第三条 一時保育の利用料の額を次の通り定める。

	一日料金	半日料金 (給食あり)	半日料金 (給食なし)
0歳～2歳児	2500円	1500円	1300円
3歳児	1650円	1050円	800円
4・5歳児	1550円	1000円	750円

※ 一日は、4時間以上とする。

※ 半日は、4時間未満とする。

## ( 出納員 )

第四条 出納員は、前条の規制により負担の根拠、件数、金額等を記載した利用料収入調停書を作成し、施設の長の決裁を受けた後、すみやかに別紙様式利用料受領書を保護者に発行するものとする。

## ( 支払 )

第五条 一時保育利用料の支払いは、次の通り定める。

1. 半日・1日のみの利用の場合は、利用当日に支払うものとする。
2. 2日以上～12日間の利用の場合は、最終日に支払うものとする。

## ( 減免 )

第六条 天災その他特別の事情により利用料を納付することが困難な場合で、理事長が特に認めるときは、減免できるものとする。

## ( 附則 )

第七条 この規則は、平成24年 4月 1日より施行する。

## 一時保育について

ご家庭の都合でお子さんの保育が困難な場合、月1日～12日以内で保育いたしますのでご利用ください。

大切なお子さんをお預かりし、心をこめて保育いたします。短い時間ではありますが、お子様といっしょに楽しいひと時となりますようにいたします。

### ◎ 保 育 料 金

対象年齢	1日	半日(給食あり)	半日(給食なし)
0歳～2歳児	2500円	1500円	1300円
3歳児	1650円	1050円	800円
4歳児以上	1550円	1000円	750円

### ◎ 手続きについて

ご利用される方は、利用規定により保育園と契約を結んでいただきます。

### ◎ 持ち物について

0歳～2歳児	・着替え(下着・上着・ズボン) ・おむつ ・おしぼり2枚 ・バスタオル2枚 ・ミルク(園にないメーカーの場合) ・食事用エプロン2枚
3歳～5歳児	・着替え(下着・上着・ズボン) ・箸、スプーン(箸箱に入れて) ・おしぼり ・歯ブラシ